

令和6年度税制改正に関する要望

令和5年9月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

政府が進めている「新しい資本主義」は、社会課題の解決に向けた取組みそれ自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものです。

その一環として、令和4年11月に、NISAの抜本的拡充・恒久化の措置や金融経済教育推進機構（仮称）の設立等を盛り込んだ「資産所得倍増プラン」、及び、スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化等を盛り込んだ「スタートアップ育成5か年計画」が決定され、このうちNISAの抜本的拡充・恒久化については令和5年度税制改正において実現する等、着実な前進がみられているところです。

我々証券業界・資産運用業界は、これらの内容に魂を入れるとともに、本年内に政策プランが取りまとめられる「資産運用立国」の実現に向け取り組んでまいります。これにより、「貯蓄から投資へ」の流れを健全でより大きなものとなるよう、全力で取り組む所存です。

つきましては、令和6年度（2024年度）税制改正に関し、NISA制度の更なる利便性向上を図ること、確定拠出年金制度の拡充を図ること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税に係る物納要件等を見直すこと、デジタル社会の実現に向けた税制措置を講ずること、デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること、スタートアップを支援するための税制措置を講ずること等、以下の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度の更なる利便性向上等

- ① 2024 年以降の NISA の円滑な実施に向けた措置を講ずること
- ② 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から 10 年を経過した日(10 年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること
 - 加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
 - 拠出限度額の更なる拡充
 - 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること
 - 生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入
 - マッチング拠出の弾力化
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること
 - 中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること
 - 中途引出要件の緩和
 - 国民年金の第3号被保険者が iDeCo に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
 - 財形年金貯蓄から iDeCo への移換を可能とすること
 - 中途退職に伴う退職一時金について企業型 DC 又は iDeCo への移換を可能とすること

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

- ① 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- ① 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ デジタル社会の実現に向けた税制措置

1. トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置

- ① トークン化社債の利子等について、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用制度の適用対象とすること
- ② トークン化社債の利子等について、公共法人等に係る所得税の非課税制度の適用対象とすること

2. デジタル社会における手続の簡素化及び効率化

- ① 税務関連帳票等の電子交付について、顧客本人の事前承認を原則不要とすること
- ② 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

Ⅳ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること
(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

V スタートアップを支援するための税制措置

1. 税制適格譲渡制限付株式制度の創設

- 企業の持続的成長を後押しするための従業員向けインセンティブプランとして、一定の要件を満たす譲渡制限付株式については、課税時期を譲渡制限解除時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

2. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - プロ投資家向けの取引制度において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄(種類株式等)のうち、その募集が公募により行われているもの

3. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

4. 税制適格ストックオプションの適用要件の緩和

- スタートアップ企業における優秀な人材獲得を後押しするため、税制適格ストックオプションに係る権利行使限度額の撤廃又は大幅引上げ等を行うこと

VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること
- ④ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること
- ④ クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃すること
- ② 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を延長(例えば30年)又は恒久化すること
- ③ 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ④ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ⑤ 不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置を延長すること
- ⑥ 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度を延長すること

4. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

5. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

VII SDGs 推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

VIII 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)

以 上